

守ろう！国民健康保険

健康推進課 22-1362
 税務課 22-1313

厚生労働省はこのほど、平成19年度における全国の市町村国民健康保険の財政状況を発表しました。それによると、繰越金や基金繰入金を差し引いた実質収支が赤字となる市町村は、平成18年度と比べて18%以上増えて、全体の7割を超えるそうです。本市の国民健康保険も同様に、今までにない極めて困難な財政状況となっています。

●国民健康保険とは

日本は、すべての国民が何らかの医療保険制度の対象となる「国民皆保険」を確立しています。医療保険制度に加入することで病気やけがをしたときでも、医療機関の窓口で保険証を提示すれば、医療費の一部を支払うだけで、治療を受けることができます。国民健康保険は、職場の医療保険や後期高齢者医療制度（長寿医療制度）に加入している方、生活保護を受けている方を除く、すべての人が加入することになります。

つまり、「ほかに加入する医療保険がなければ、国民健康保険に加入する」という意味では「医療保険の下支え」的な存在と言えるでしょう。国民健康保険は、加入する皆さんが日ごろから保険料（税）を出し合い、助け合う相互扶助制度であり、各市町村が保険者となって運営を行っています。そのため、市町村が保険料（税）を徴収し、さまざまな保険給付などを行っているのです。

●本市の医療費の傾向

本市の医療費が高い理由としては、平成20年3月31日現在、人口10万人当たりの病床数が2,166床で、県内13市の中で最も多く、入院1件当たりの平均日数も19.93日と最も長くなっていることが考えられます。これは、受診圏域に刈田総合病院、大泉記念病院、みやぎ県南中核病院、藤田総合病院などの大きな病院があり、医療が受けやすい環境にあるということでもあります。

また、病院にかかっている病名を見ると、生活習慣病と言われる脂質異常症、高血圧症、糖尿病などの割合がいずれも県平均より高くなっています。生活習慣病は、症状が進むと心臓病、脳血管疾患、腎不全による人工透析など高額な医療費が必要となる病気につながります。平成20年度から、生活習慣病の原因となる「メタボリックシンドローム（メタボ）」に着目した健診を行い、今後病気になる危険性を把握して予防するために、各医療保険者に特定健診と保健指導が義務づけられました。生活習慣病の効果的な予防のためにも、特定健診を受けて自分の体のことを知ることが大切です。健診の対象者は、その年度に

●特定健診と保健指導の充実

40歳から75歳の誕生日を迎える方で、健診の結果を基に判定した「メタボ」の状態に応じて、医師や保健師、管理栄養士が積極的支援や動機付け支援を行い、食生活や生活習慣の改善をサポートします。これにより、将来の生活習慣病を減らし、医療費の適正化を進めていきます。

●私たちの国保を守るために

平成20年度の国保の財政は想定以上に医療費が伸びたことにより、約1億7千万円が不足することが予想されます。本来、不足する財源は保険税で確保するところですが、本年度の税率改正は不可能なことから、不足する1億7千万円は、緊急避難的な対策として、一般会計からの繰り入れを議会に提案しています。

また、平成21年度についても、本年度同様に財源不足が予想されることから、一般会計からの繰り入れと併せて、国民健康保険税の税率改正を議会に提案しています。このような状況の中、今後も国民健康保険を守り、市民が安心できる生活を維持するため、国保財政の健全化を図り、安定した事業運営に努めていきます。

●白石市国保の財政について

平成19年度決算における歳入歳出差引額は1億724万円となり、一見黒字に見えますが、繰越金と基金繰入金を差し引いた実質収支は、3,821万円の赤字となっています。その理由は、少ない税負担で多くの医療給付を行ってきたためです（左表を参照）。

このため、国保財政調整基金を繰り入れるなどして、できるだけ税の負担軽減を図る努力をしてきましたが、平成20年度で財政調整基金が皆無となり、国保財政のさらなる安定を目指していかなければならない状況となっています。

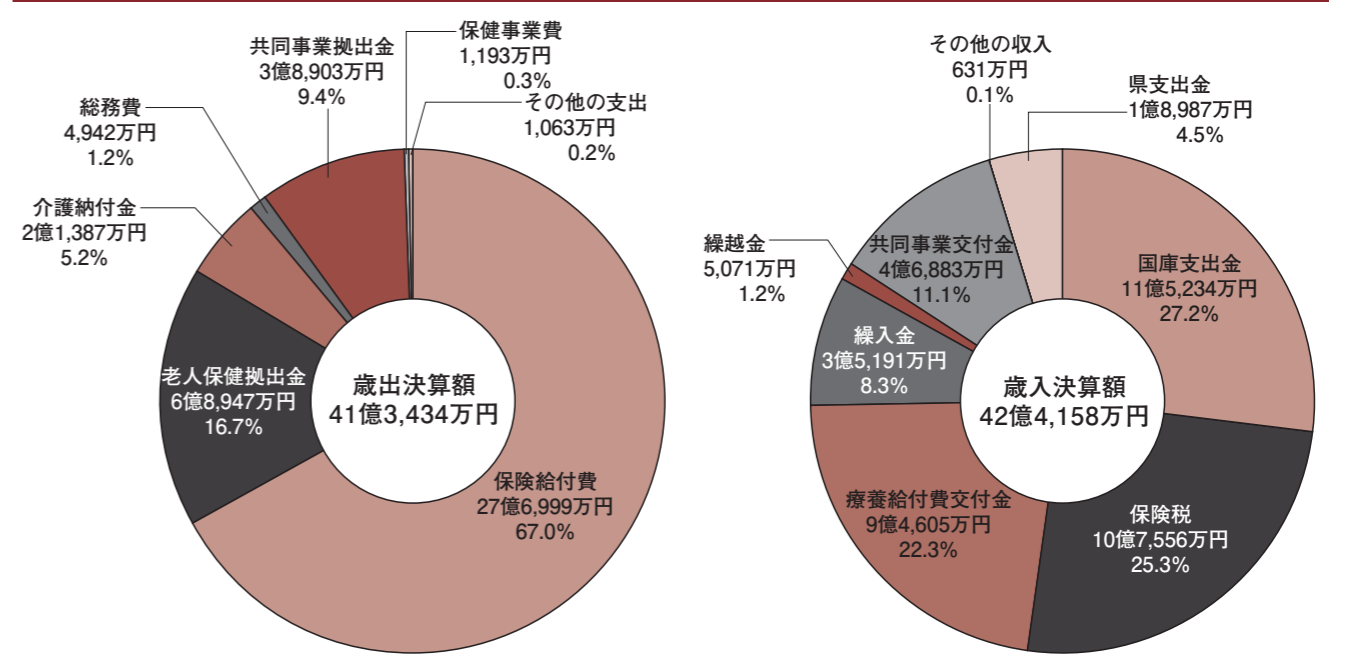
平成19年度の1人当たり課税額	
白石市	72,996円
県平均	84,690円
県平均との差	△11,694円

※県内36市町中、31番目と低い金額

平成19年度の1人当たり医療費	
白石市	448,391円
県平均	387,087円
県平均との差	61,304円

※県内36市町中、2番目に高い金額

平成19年度 国保特別会計決算



●国保の加入と脱退

国保に加入するとき、または辞めるときは、市民課で手続きが必要となります。

■加入の手続きが必要となる場合

- ・ほかの市町村で国保に加入していた方が、本市に転入したとき
- ・職場の医療保険を辞めた方で、ほかに加入する医療保険がないとき
- ・国保に加入している方に子どもが生まれたとき
- ・生活保護を受けなくなったとき

■脱退手続きが必要となる場合

- ・ほかの市町村へ転出するとき
- ・死亡したとき
- ・職場の医療保険などに加入するとき
- ・生活保護を受け始めたとき
- ・後期高齢者医療制度の対象となったとき（75歳となって対象となった方は手続きは不要）

※国保への加入や脱退は、自動では行われません。必ず手続きをお願いします。

●国民健康保険税について

その年度の保険税は、過去の記録に基づいて、その年度に必要とされる保険給付費の額を予測し、その金額から国や県などからの補助金を除いた額が必要額となります。その額を、世帯の所得に応じた「所得割」、世帯の加入者の資産に応じた「資産割」、世帯の加入者数に応じた「均等割」、世帯ごとに均等に負担する「平等割」にそれぞれ振り分け、この4項目の合計が、1世帯の保険税額となります。

昨年度の取納率は約90%と上昇傾向にあります。医療給付費が毎年伸びているために、支払いが厳しい状況にあります。このため、納め忘れない口座振り替えを勧めています。また、平成20年10月からは、世帯の加入者が65歳から74歳の方だけで構成されている場合は、年金天引きによる納付も開始しています。



▲1月21日に開催された保健指導の様子

